

古代甲斐国の剣（関） —桑原南遺跡の大型建物—

五味信吾

- 1. はじめに
- 2. 桑原南遺跡の概要
- 3. 建物単位からみた桑原南遺跡の掘立柱建物
- 4. 門遺跡と『出雲国風土記』記載「志都美径」の剣

- 5. 古代における関・剣
- 6. 古代甲斐国の交通と桑原南遺跡
- 7. おわりに

1. はじめに

山梨県北杜市須玉町に所在する桑原南遺跡の発掘調査が行われたのは、1983年のことである。山梨県立考古博物館と山梨県埋蔵文化財センターが設立された時期でもあり、県内で圃場整備事業に伴う発掘調査などが数多く行われていた。筆者は当時学生として桑原南遺跡の発掘調査に参加したが、その際、一辺約1m方形の柱穴を持つ5間×2間の巨大な掘立柱建物の跡が発見される場面に出くわした。その圧倒的な存在感は、今でも脳裏に焼き付いている。しかし、時期を特定することが可能な土器など遺物を伴う竪穴住居と異なり、掘立柱建物は柱穴に遺物が残存する割合は低く、他の遺構との切り合い関係で建築の前後性を明らかにできる例を除けば、建てられた時期の特定が難しい。桑原南遺跡の掘立柱建物がいかなる時代のもので、どのような性格をもつのか、明確な評価はなく、漠然と集落遺跡の建物とする見方に落ち着いていた。

数年前から古代甲斐国の官衙遺跡について検討する「古代甲斐国官衙研究会」に参加するようになったが、例会の折に桑原南遺跡の掘立柱建物についても話題に上がった。そして、発掘から30年を経た現在でも、これまで県内で見つかった掘立柱建物の中で有数の規模を誇ること、奈良時代から平安時代にかけての建物であること、その規模から官衙に相当する施設ではないかという認識をもつことができた。

では、どのような施設なのだろうか。甲斐国を中心部からは大きく外れ、むしろ国の縁辺部に所在するといつていい場所になぜ存在するのだろうか。改めて、桑原南遺跡の建物について見つめ直すなかで、島根県の門遺跡においても、辺境地域には特異な大型の建物が存在し、『出雲国風土記』のなかに記載されている剣（関）とする説の存在を知った。桑原南遺跡と門遺跡とは類似する点があり、桑原南遺跡が剣であるかもしれないという考えを抱くようになり、そのことを「古代甲斐国官衙研究会」の例会で発表し、参加者から賛同の意見を多くいただいた。

今回、桑原南遺跡が古代甲斐国に設置された剣とする考え方をまとめてみたいと思う。



図1 桑原南遺跡周辺の地形

2. 桑原南遺跡の概要

桑原南遺跡の発掘調査は、町村合併前の北巨摩郡須玉町教育委員会によって実施された。発掘調査報告書は刊行されていないが、遺跡の概要は『須玉町史』で確認できる⁽¹⁾。

桑原南遺跡の所在地は、須玉町上津金字宮ノ西で、前年度調査された桑原遺跡の南側、道をはさんだ南向きの緩斜面に立地しているため、この呼称となった。須玉川とその支流の波竜川にはさまれた相の原台地上にある。

調査は、団体圃場整備事業に伴い、1983年6月から9月まで実施された。遺構としては、縄文時代後期と平安時代の住居のほか、巨大な掘立柱遺構が検出された。

平安時代の住居の年代は、出土した土器の編年から、次のように推定されている。

- ・ 1号住居…不明。2号住居によって切られている。
- ・ 2号住居…10世紀第1四半期
- ・ 5号住居…10世紀後半以降
- ・ 6号住居…10世紀前半。5号住居によって切られている。
- ・ 7号住居…10世紀第4四半期
- ・ 8号住居…不明。9号住居によって切られている。
- ・ 9号住居…不明。

3棟の掘立柱建物については、以下の通りである。

- ・ 1号掘立柱建物…2間（梁間）×5間（桁行）=6m×12mの側柱式の建物であり、P-3・4は、10号住居の東壁を切り込んで構築され、P-11は11号住居の南壁の中央を切り込み、P-10は同住居地内に穿かれている。
- ・ 2号掘立柱建物…2間（梁間）×3間（桁行）=5m×7.5mの規模で、平面は不整方形の総柱式建物である。12個の柱穴中、礎石が伴出したものは5個であった。
- ・ 3号掘立柱建物…3間×4間（7.5m×10m）の総柱式建物と考えられるが、20個の柱穴があるべきところ11個しか確認できず、完全な総柱式とは明言できない。



図2 桑原南遺跡 1号掘立柱建物跡
（『須玉町史』1988）

以上、桑原南遺跡について『須玉町史』の記載から抜粋したが、桑原南遺跡の全体図には3棟の掘立柱建物の復元プランは図示されておらず、特に2号・3号掘立柱建物についてはどの柱穴がどちらの建物に属するか明確ではない。2つの重複する建物の新旧も不明である。発掘調査当時に記録した筆者のフィールドノートのメモでは、2号掘立柱建物は総柱建物ではなく側柱建物であった。また3号掘立柱建物は3間×3間の総柱建物となっている。

3. 建物単位からみた桑原南遺跡の掘立柱建物

室伏徹氏は、遺跡から発見される古代の掘立柱建物と中世の掘立柱建物の識別という観点から、山梨県内の奈良・平安時代遺跡から特色のある掘立柱建物が検出された遺跡を取り上げその建物の分析を行い、その結果、見いだされた掘立柱建物相互の同時代性や、年代決定の補助となる可能性の有すと思われる使用基本尺と設計法を示した⁽²⁾。遺構図を古代の尺度の方眼に重ねる手法を用いると、桁行総長と梁行総長が合うことから、整数比であることを見い出し、柱間間隔の整数倍とは一致しない場合もあるので、整数比を生み出す単位をムラ間（のちに「建築単位」と改める⁽³⁾）と名付けた。この論文の中で、桑原南遺跡の3棟の掘立柱建物について取り上げられている。先に述べたとおり『須玉町史』において各建物が明確に図示されていないために2号掘立柱建物と3号掘立柱建物の誤認があるが、室伏氏はのちに修正している（図3）。1号掘立柱建物の場合、建築単位4.00尺。桁行は建築単位×10の12mで、柱間は倍尺の8尺で5間。梁行は建築単位×5の6mで、柱間は二分割して10尺で2間となる（図4）。

室伏氏は、県内の掘立柱建物を竪穴住居群と共に集落内にあるもの（A類）、建物を中心として独立した空間にあるもの（B類）に分類し、B類を総柱構造の正倉と考えられるもの（B-1類）、仏堂と考えられるもの（B-2類）、倍尺構造の建物が複数棟集まり官衙的性格を有するもの（B-3類）等に分けられるとして、桑原南遺跡をB-3類を代表するものと位置づけた。

その後の論文では、古代甲斐国の大官関係遺跡の所在地を明らかにできれば、古代甲斐国の大官関係遺跡の交通体系が明らかになるはずであるとして、各郡の大型建築を伴う遺跡の再検討を行った⁽⁴⁾。公的性をもつ建物は建築単位の2倍桁行柱間間隔となっていること、さらに、建物の桁行規模も一般集落では桁行3間以下、郷の中心や官衙の周辺集落など拠点集落では5間以下の規模があることなどの特性を利用し、集落遺跡に伴う建築、信仰遺物を伴う寺院、堂、社的建築を除き、①柱穴径が1m近い規模を持つ建物、②身舎の桁行が5間以上の建物、③桁行が3間以上の総柱建築、④周囲に区画施設がある、いずれかの条件を備えた大型建築を伴う遺跡を注出した。

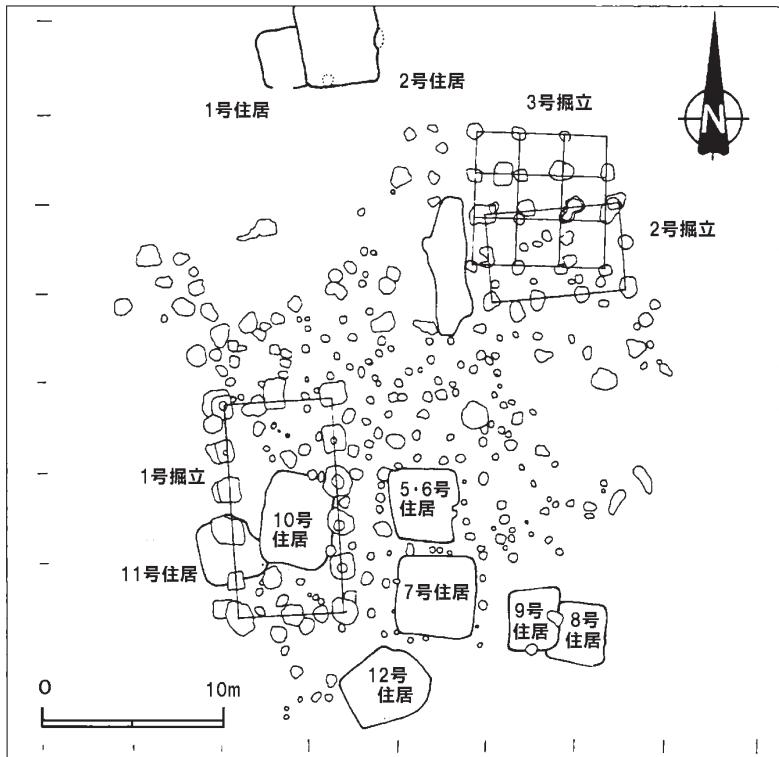


図3 桑原南遺跡（室伏2008に加筆）

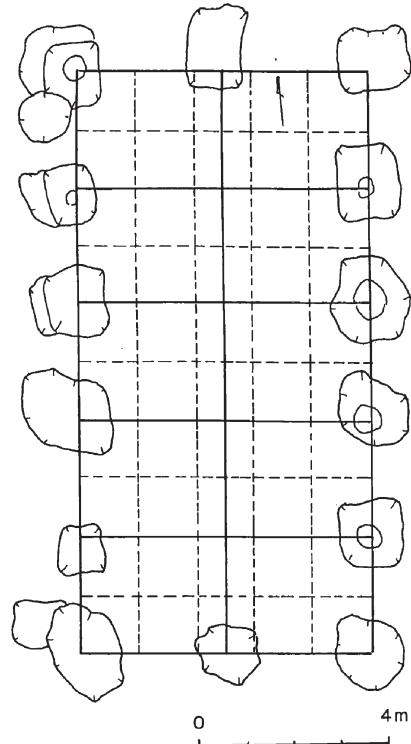


図4 1号掘立柱建物跡（室伏2002に加筆）

古代甲斐国の大庭郡に属する桑原南遺跡については、「建築の年代は建築単位から8世紀後葉から9世紀前葉と考えられ、建物の規模では拠点集落に伴う掘立柱建物の可能性もあるが、拠点集落の場合、竪穴住居群と共に存するが、桑原南遺跡では竪穴住居は10世紀代であり、掘立柱建物だけが配置された施設である可能性が高く、特異な官衙的施設と考えられる」としている。

桑原南遺跡が何らかの官衙で、建物規模、柱穴も大きい中心的な1号掘立柱建物とそれより規模の小さい掘立柱建物がセットで存在し、そして、2号掘立柱建物（側柱式）と3号掘立柱建物の（総柱式）が重複することから、立て替えが行われ、建物構造が変化したと推定できる。

4. 門遺跡と『出雲国風土記』記載「志都美徑」の割

桑原南遺跡はどのような官衙か。どうして、このような辺境地域に立派な建物が必要か。そのように考えていたとき、『出雲国風土記』に記載のある「志都美」の割の推定地とされる島根県門遺跡の大型掘立柱建物の存在を知った⁽⁵⁾。

門遺跡の発掘調査は、島根県教育委員会により1992～1993年に実施された。飯石郡頓原町志津見字岡の志津見ダム建設予定地にある。律令期のものとしては竪穴式住居19棟と掘立柱建物6棟、及び柵列と考えられる溝状遺構が検出された。門遺跡の中で特に注目されるのは3×5間のSB04や2×6間のSB06である。この地方の山間部の一般的な集落においてこれらの建物は、単なる集

落跡としての性格のみでは説明しきれないことから、「志津見」という字名を重視し、『出雲国風土記』の割との関係が想定されるようになった。

発掘調査報告書⁽⁶⁾に記載された律令期の掘立柱建物は、以下の通りである（図5）。SB05は弥生時代の建物と考えられるので除く。

- ・ SB01 … 3間（5.4m18尺）×2間（4.2m14尺）
- ・ SB02 … 4間（6.0m20尺）×3間（4.5m15尺）で、庇がある。
- ・ SB03 … 2間（4.5m15尺）×2間（3.6m12尺）の総柱構造で、倉庫と考えられる。
- ・ SB04 … 5間（10.5m35尺）×3間（6.3m21尺）で、庇または柵列がある。
- ・ SB06 … 6間（13.8m46尺）×2間（4.2m14尺）で、四面に庇がある。

和銅6年（713）、諸国に風土記の撰進が命じられたが、『出雲国風土記』は天平5年（733）に撰進された。唯一完全な形で残された風土記である。出雲国に置かれていた駅家・軍団・戌・烽といった諸施設が網羅的に記載されていて、それらは独立項目が立てられ、郡家からの距離や固有名称とその由来などが記載されているのであるが、「戸江割」を唯一の例外として、ほとんどの割は独立した項目立てをもたず、道（路・徑）の記載の中に登場している。表1は郡別の記載と巻末の記載を整理したものである⁽⁷⁾。

割の固有名詞がみられるのは、意宇郡の「手間割」（A）

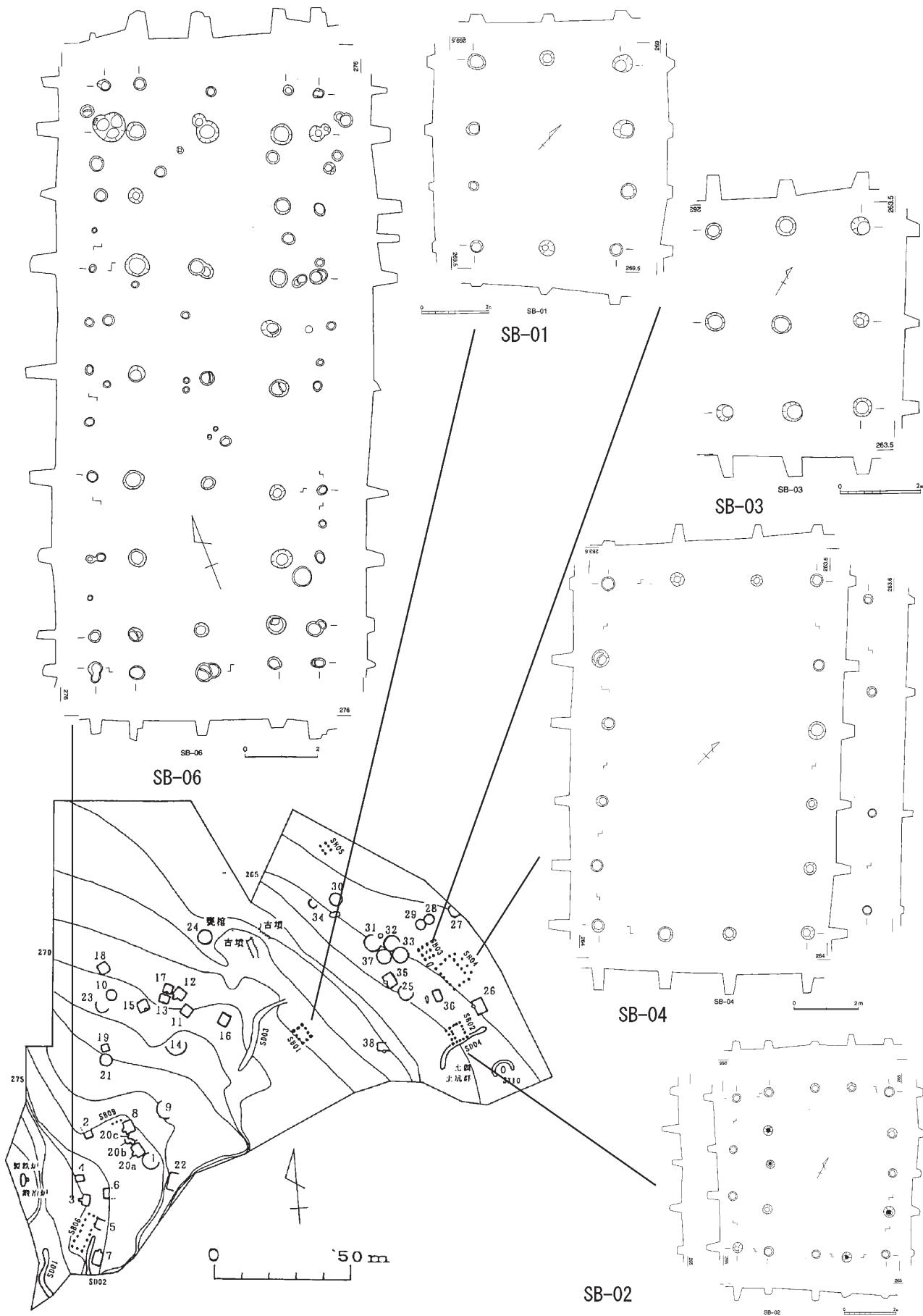


図5 門遺跡の掘立柱建物跡（門遺跡調査報告書1996に加筆）

と島根郡の「戸江剣」(B)である。いずれも鳥取県の西伯郡会見町天万、境港市外江町として遺称地があり、伯耆国側にある地名を出雲国の剣につけたと考えられる。これらの例を除くと他の剣は、固有名詞をもたない。『出雲国風土記』に記載された剣のうち国境におかれたものには、常設のものと、仮設のものがある。国内におかれ剣は仮設のもののみで、方位や里程の記載がない。また仮設のものは出雲国の西部に偏在し、「政ある時」すなわち軍事的対応が必要とされた時に設置されたとの見方がある(図6)。

門遺跡との関連が指摘されているGの記述は、「波多径・須佐径・志都美径、以上の三つの径は、常に剣なし。但、政ある時に当りて、権に置くのみ。並びに備後國に通ふなり。」となっている。調査報告書の中では、「波多径・須佐径・志都美径という3本の道の具体的なルートを比定することは困難であるが、波多径・須佐径は同名の郷が存在するので、波多郷、須佐郷を通る道であると推定される。(中略) 共通した郷名や川名をもたない志都美径は、志津見の地名が残る(図7)ことから、この志津見を通る南北の道、すなわち神戸川沿いの道、現国

道184号に相当するルートが考えられよう。このことが、門遺跡付近に志津見の地名が残り、律令期の建物群が存在することを根拠に志都美径に設置された剣と考えられるようになったのである」としている。

関和彦氏は、「『出雲国風土記』における地域社会に張りめぐらされた日常性をもつ道について検討し、Gの三径に関しては他の道と異なり郡家からの距離、そして方角の記載がないことから、飯石郡家とは直接的には結ばれていないことを物語っている」とした。三径は、飯石郡内を通りながらも、神門郡家から備後國に伸びた道と考えられる⁽⁸⁾。

中村太一氏は、『出雲国風土記』は大きく分けて、I「出雲国の総括的記事」、II「各郡別の記事」、III「出雲国の特別記事」の三部構成を取っていて、交通路関係の記事はIIとIIIに見えるが、その分析から、律令国家の官道制度は、図8のように駅路・伝馬路・伝路という三重構造をとっているという考え方を示した⁽⁹⁾。それを整理してみると表2のようになる。

中村氏の分析をもとに、『出雲国風土記』に記載された剣を、駅路上に所在するa類、伝馬路上に所在するb類、

表1 『出雲風土記』における剣と道(路・径)に関する記載

	郡別記載	卷末記載
A	通道。國の東の堺なる手間剣に通ふは、四十一里一百八十歩なり。(意字郡条)	國の東の堺より西に去くこと二十里一百八十歩にして、野城橋に至る。
B	戸江剣。郡家の正東二十里一百八十歩なり。島に非ず。陸地の浜のみ。伯耆の国郡の内の夜見嶋と相向かはんとする間なり。(島根郡条)	
C	石見國の安農郡の堺なる多伎々山に通ふは、三十三里なり。路、常に剣あり。(神門郡条)	正西道は、玉作街より西へ九里にして来待橋に至る。(中略) 郡家より西へ三十三里にして、國の西の堺に至る。石見國の安農郡に通へり。
D	同じ安農郡の川相郷に通ふは、三十六里なり。径、常に剣あらず。但、政ある時に当りて、権に置くのみ。(神門郡条)	
E	備後国恵宗郡の堺なる荒鹿坂に通ふは、三十九里二百歩なり。径、常に剣あり。(飯石郡条)	
F	三次郡の堺なる三坂に通ふは、八十一里なり。径、常に剣あり。(飯石郡条)	南西道は、五十七歩にして斐伊河に至る。(中略) 郡家より南へ八十里にして、國の南西の堺に至る。備後國の三次郡に通へり。
G	波多径・須佐径・志都美径、以上の三つの径は、常に剣なし。但、政ある時に当りて、権に置くのみ。並びに備後國に通ふなり。(飯石郡条)	
H	伯耆國の日野郡の堺なる阿志毗縁山に通ふは、三十五里一百五十歩なり。常に剣あり。(仁多郡条)	正東道は、三十五里一百五十歩にして、伯耆國の堺なる阿志毗縁山に至り。
I	備後國の恵宗郡の堺なる遊託山に通ふは、三十七里なり。常に剣あり。(仁多郡条)	正南道は、三十八里一百二十一歩にして、備後國の堺なる遊託山に至る。
J	同じき恵宗郡の堺なる比市山に通ふは、五十三里なり。常に剣なし。但、政ある時に当りて、権に置くのみ。(仁多郡条)	

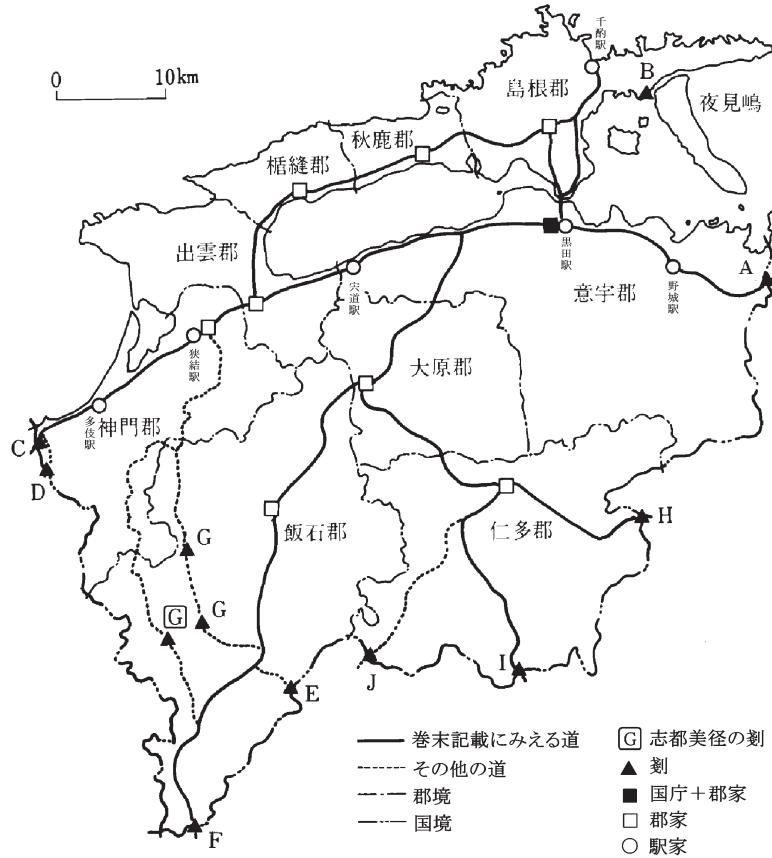


図6 「出雲風土記」にみえる割の位置関係図（門遺跡調査報告1996に加筆）



図7 門遺跡付近の景観（内田律雄1995に加筆）

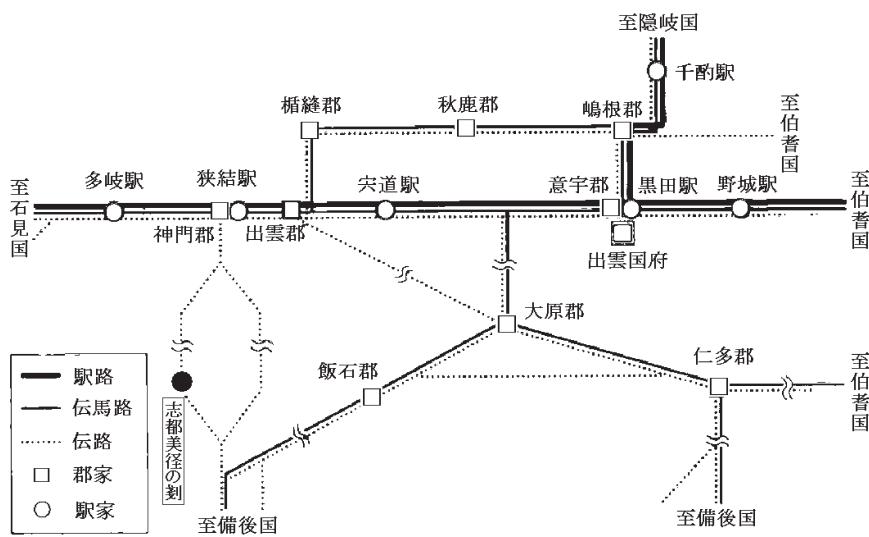


図8 出雲国の駅路・伝馬路・伝路（中村2000に加筆）

伝路上に所在するc類、その他をd類とし、さらに常設であるか仮設か、国境にあるか国内か、固有名詞があるか否かなどの要素を加え分類してみたものが、表3である。

この分類から、駅路や伝馬路、つまり中央政府が管理

する道路にもうけられた割(a1類・a2類・b類)は、常設で国境に存在する。郡家から放射状に広がる伝路上には、常設の割(c1類)のほか、仮設の割がある。仮設の割のなかには、国境のもの(c2類)と、国内に設置されたもの(c3類)がある。そして、海上交通という出雲国ならではの割(d類)も存在する。

国境に設けられた割は、他の国との境を強く意識せざるをえない立地である。それらについて『出雲國風土記』では、目標となる山や坂などを示している。これに対し、国内に設けられたc3類に関しては、国境というよりも道の一箇所で交通を制限すればよいという観点で設けられ

たとも考えられる。また、仮設の割が設けられた事実は、伝路が中央政府が管理するのではなく、郡家から広がった道であるとすると、他国へつながる場合でも割が設けられなかった時期があり、通行に関する強力な管理が行われなかつたか、その必要がないとも考えられる。そして、

表2 駅路・伝馬路・伝路の違い（中村2000）

駅路	III「駅条（駅路条）」	山陰道（伯耆国から出雲国を通り、石見国に至る）	「駅制で使用すると規定された官道（駅家が配置された官道）」で、大規模な直線的計画道路。すべてが伝馬路か伝路と重なっている。（本来、駅路として建設された道路が伝馬路や伝路としても使われる。）
伝馬路	III「道度条」	伯耆国を起点として出雲国府・意宇郡家に至り、そこから各郡家に向かう交通路網	「伝馬制で使用すると規定された官道」で、伝路（郡家の多様な交通機能）の一部をピックアップして編成した道路制度。政府が監督する。中央派遣の使者が各地方に赴く際に利用する。伝馬制は、都城を起点に全国各地の郡へとつながっていることに意義がある。したがって、網目状である必要はない。出雲郡と大原郡は隣り合っているが、両郡をつなぐ路線は卷末道度条には記載されない。
伝路	II「通道条」 各郡の記事の最後	郡家から放射状に伸びる交通路	「各郡家を中心として隣接地域に至る官道」で、伝制は各郡家の交通機能の集合体。網目状の道路ネットワーク。出雲郡と大原郡をつなぐ路線は、出雲郡・大原郡それぞれの郡別通道条に明記されている。

表3 『出雲國風土記』にみえる割の分類

割の分類	道路の中村分類	常設か仮設か	国境か国内か	固有名があるか否か	具体例
割a1類	駅路	常設	国境	あり（手間割）	A
割a2類	駅路	常設	国境	なし	C
割b類	伝馬路	常設	国境	なし	F・H・I
割c1類	伝路	常設	国境	なし	E
割c2類	伝路	仮設	国境	なし	D・J
割c3類	伝路	仮設	国内	なし	G
割d類	その他	常設	国境	あり（戸江割）	B

剣が設けられた時点で強力な管理が必要になったといえる。言い換えれば、伝路から伝馬路に近い存在に一時的に格上げされたと見なすこともできる。c 3類に該当するG、すなわち波多径・須佐径・志都美径の剣は、そのような施設であったかもしれない。そう考えると、国境の間近ではなくても、古代の交通の要衝と考えられる場所に存在する、官衙的な建物を有する遺跡のなかには剣が存在する可能性を示している。

5. 古代における関・剣

館野和己氏は、「古代律令制下では、人々を戸籍・計帳に登録して、戸籍に基づいて口分田を班給し、計帳の記載に従って税を徴収した。この支配を実行するために人々の交通を制限し、本貫のある国から不法に他国へ移動する浮浪・逃亡を阻止する支配方式を本貫地主義と呼ぶ。本貫地主義を維持する方策として、国家は主な国境に関を置き、そこを通るものを取り締まった。」と述べている⁽¹⁰⁾。

『出雲国風土記』の剣については、山陰道に設置された手間剣も、常設ではない志都美径の剣も、すべて剣と記されている。現代において一般的に使われている関という言葉と同じ意味で使われている印象を受ける。

一方、三関などを管轄する国について述べられている『令集解』職員令「大国」条では、三関をはじめとする関は「検判之処」で、剣は「塹柵之所」とあるので、関は通行者を取り締まる所で、剣は防御施設であったという違いが見出される。また「関左右小関、亦可云剣也」とあることから剣は関を補完する小関であるとも考えられている。また、承和2年(835)の太政官符「応准長門関勘過白河菊多両剣事」によれば、白河・菊多両剣は通行者の検判ができず、俘囚が多く任意に出入しているのは不都合であるとして、長門関に準じて勘過ができるようにしたので、以来、白河関・菊多関というようになった。この場合、関は「検判之処」、剣は「塹柵之所」という関と剣の機能の差を示している⁽¹¹⁾。

このように、関と剣という言葉の使い方には、区別のない場合と、関と剣に機能的な違いがあり、明らかに区別して使う場合が見られる。

門遺跡発掘調査報告書の中で、平野卓治氏は律令制下における関(剣)のあり方について、その特徴を次のように述べている⁽¹²⁾。

①律令国家は、官人や一般百姓などの人の移動をはじめ、様々な交通を厳しく把握するため、基本的には国と国との境に関を設置した。

②関には兵士が配置され(軍防令置関条)、往来する人々を検査し、過所などの通行許可のない者の通行を許さない(関市令行人度関条)というように、そこでは交通の検察が行われた。

③関を通過するには、駅馬・伝馬に乗る官人は携行する駅鈴・伝符、中央の労役に徴発される丁匠や調庸など

の運脚夫は本国が提出する歴名、それ以外の人々は過所と呼ばれる通行許可書が必要であった(関市令齋過所条、同丁匠上役条、同欲度関条)。

④過所には、(a) 移動の理由、(b) 通過する関名と目的国名、(c) 本人の官位姓、(d) 同行する資人・従人・奴婢、(e) 携行する荷物、(f) 牛馬が記されることになっており、官人の場合には、本人が属する本司が京職に申請をし、官人でない一般百姓の場合には、郡司が国司に申請して作成されることとなっていた(公式令過所式条)。

⑤関を違法に通過した場合には、三関では徒一年、摂津・長門関では一等を減じ、余関では二等減じることになっており(衛禁律私度関条)、過所を不正に取得したり使用した場合の罰則規定でも同じようなランクが設けられており(衛禁律不應度関条)。

⑥律令国家では、関に三関(美濃国不破関・伊勢国鈴鹿関・越前国愛發関)、摂津・長門関、余関という3ランクが設けられていた。

⑦最も重視された三関は、東海道・東山道・北陸道という「東国」へ至る主要幹線に面し、「城」とも表記されたように軍事的機能をも有する施設であった。

⑧他に「関国」「城国」と称され、軍事的機能を重視された関が設置された国には太宰府管内、三越、陸奥、石城、石背等がある(『令集解』戸令新附条諸説)。これらはいずれも辺境にあり、化外の地、東夷・西蕃に接する国々である。

⑨摂津・長門の関は、いずれも船筏の勘過を行う関であり、瀬戸内海航路の東西端に位置する重要な関であった。

⑩関の統括責任者は国司であり、三関の場合には目以上の国司自身が交代で守固することになっていた。また、関の管理者としては、「関司」「関守」「道守」「守部」などが史料にみられるが、これらは国衙の下級官人であり、関の統括者である国司の命によって関に配置されたものであった。

律令国家によって設置された関・剣について発掘調査により様相が明らかにされたのは、三関の一つである美濃国不破関のみである(図9)。



図9 不破関復元模型(不破関資料館)

不破関跡⁽¹³⁾は、北側に標高1,337mの伊吹山、南側に養老山地、鈴鹿山脈がせまった岐阜県不破郡関ケ原町に所在しており、西を藤古川に限られ、北・東・南は基底部幅5~7m、高さ約2mの版築で築かれた土壘によって囲まれ、外郭を形成している。外郭は北辺461m、東辺が432m、南辺120mの不整四角形をなしている。関内のほぼ中央を通過する東山道に面して、その北側には築地で囲まれた内郭が存在し、ここが関の中枢部と考えられる。西側と南側で検出された築地から、内郭はほぼ一町四方と推定されている。築地内側の小石敷からは平瓦が多数検出されており、築地は瓦葺きであったとみられる。内部の建物構造などは不明であるが、平城宮跡や美濃国分寺跡と同型・同箇の瓦が出土しており、関の中心的に瓦葺きの建物が存在したとみられる。

三関の一つである鈴鹿関は、周辺の地形分析などから構造の推定や位置比定が行われているが、発掘調査による実態の解明には至っていない。

『出雲國風土記』における割についての記載のほかに、遺跡から出土した過所木簡によって実際に関・割が機能していたことをうかがい知ることができる。

①平城宮跡出土 近江国関係木簡

- ・「関々司前解 [伎か]
近江國蒲生郡阿伎里人大初上阿□勝足石許田作人」
- ・「同伊刀古麻呂
大宅女右二人左京小治町大初上笠阿曾弥安戸人右二
送行乎我都 鹿毛牡馬歳七 里長尾治都留伎」

平城宮朱雀門のすぐ北、宮造営の際に埋められた下ヶ道の西側溝中に捨てられていた。国・郡・里という行政組織、「大初（位）上」という位階の表記から大宝律令制下のものであり、平城宮造営以前の藤原京時代、8世紀初頭のものである。平川南氏は、文末の「里長尾治都留伎」は身元保証人の署名と考え、「関々司の前に申し上げます。近江国蒲生郡阿伎里大初上阿伎勝足石の許で田作人をしている同伊刀古麻呂と大宅女の二人は左京小治町大初上笠阿曾弥（朝臣）安の戸の人です。私（阿伎勝足石）は、右の二人をその本貫である京まで送って行きます。携行するのは（奴の）乎我都と鹿毛の七歳の牡馬です。」との解釈を提案している⁽¹⁵⁾。

②平城宮跡出土 甲斐国関係木簡

- 「依私故度不破関往本土 甲斐国
戸□神人□万呂

平城宮の東張出部の外側、条間大路側溝から出土した。甲斐国出身の「神人□万呂」が私用で故国に帰還するための過所木簡で、「不破関」を通過するための通行証であ

る。甲斐国は東海道に属しているので「鈴鹿関」を経由すべきだが、不破関を越えようとしている。

③伊場遺跡出土 遠江国関係木簡

- ・□□美濃關向京 於佐々□□ □□□□
濱津郷□人」
- ・□□驛家 宮地驛家 山豆奈驛家 鳥取驛家」

静岡県浜松市の伊場遺跡で出土した過所木簡であり、伊場遺跡は遠江国敷智郡の施設と考えられている。郷里制と三字地名（山豆名）が二字に改められていないことから、靈龜3年（717）から神龜3（726）までの間のものと考えられている。敷智浜津郷の人が三河国内の某駅家、宮地駅家、山豆奈駅家、鳥取駅家を経由して美濃（不破）関を通じて都に向かうための過所木簡である。東山道の美濃関を越えて、京に向かうとしている点は、②の甲斐国関係木簡と同様である。

④多賀城跡出土木簡

- [申か]
・「安積団解 □□番[]事
畢番度玉前割還本土安積団会津郡番度還」

多賀城跡外郭西辺をなす材木塀に伴う大溝で発見された木簡。同じ溝から出土した木簡は軍団兵士の一定期間の交替勤務の様子をまとめた帳簿で、9世紀頃のものと考えられている。「玉前割」は資料には全く見えない。木簡の内容は、多賀城に勤務していた安積軍團に所属する兵士が当番を終えて、多賀城の南、玉前割を越えて会津の地に帰ることを、安積軍團の役人が国府に上申したもの



図10 玉前割（平川2003）

のである。玉前は、宮城県岩沼市南長谷の玉崎付近と思われる。この地は、広大な仙台平野の入り口に当たり、『延喜兵部省式』に「玉前駅」の名がみえ、「玉前割」と「玉前駅」とが隣接していたと想定できる。「玉前割」の設置時期は明らかでないが、多賀城を防備する目的から南の入り口にあたる地に割を設置したと考えられる（図10）。

過所は、関を通過する際の身分証明書であるが、紙に書かれた奈良時代の過所は残っていない。和銅8年（715）国印の押捺が制度化されて、木簡の過所は廃止されたとされているが、それ以降のものと思われる過所木簡が存在する。平川氏は、過所の書式は公式令の過所式に規定されているが、過所木簡は紙を前提とした規定の骨子、必須項目のみを羅列した簡略な記載様式になっているとしている。また、過所木簡の形状に注目するなら、木簡は本来一本の木簡を二つに割裂いたことが看取でき、文献資料上に見える「契」本来の割り符という要素に合致するもので、平安時代の「給内記。之割。内記各自字中央割」と記された「関契」の行為や現存する江戸時代の宝永6年（1709）、東山天皇讓位に伴う「固闕木契」の祖系資料としている（図11）。



図11 固闕木簡
(平川2003)

具体的には、①・③は柾目材を使い、表裏両面に文章が認められるが、②・④は板目材を使い表のみにしか文章が認められず、材の厚さは柾目材の半分以下である。図12のように、半裁作業を復元すると、柾目材は同文を左右に並記し、その中央を縦に割り、二片とするために、表裏に文字が残ることになり、板目材は表裏に同文を記し、前後で割るので、厚さが半分になり、結果的に片面に文字がない状態になる。平川氏は、紙の申請文書の場合、申請者が二通作成し、これを受けた発給官司が「署判」を加えることが規定されているが、木製の過所の場合は、材に刃物を入れ割ることが、「署判」の役割を果たす重要な行為だったのではないかと考えた。過所の宛先は、これを所持して越えようとする発給対象者ではなく、目的地までの途上にある関などの勘過官司であり、一本の木簡を割裂いて、片側を発給官司にとどめ、もう片側を目的地までの勘過官司に示すために旅行者が所持するという方式であった。したがって過所木簡の出土地は発給官司か、または関などの勘過官司およびその近辺であると理解できるとしている。

このほか、簡易の通行証⁽¹⁶⁾と思われる木簡も出土している。

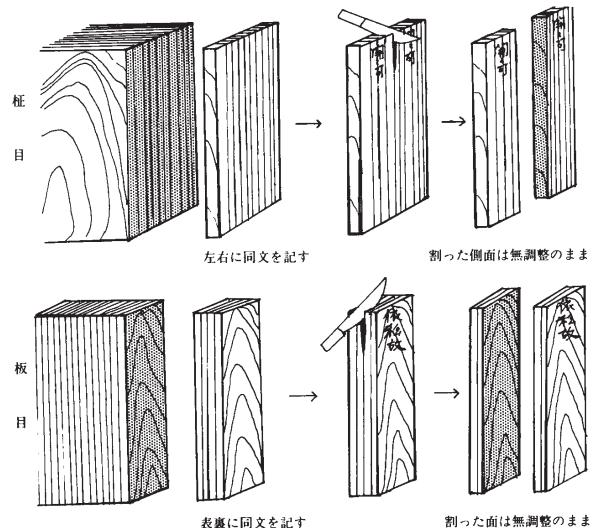


図12 過所木簡作成過程想定図（平川2003）

⑤加茂遺跡出土木簡

- ・「往還人□丸羽昨郷長官
[作] [逐]」
- 路□不可召遂
- ・「道公□乙兄羽昨□丸 『保長羽昨
[伎]』
『二月廿四日』 男□丸』」

石川県加茂遺跡から出土した。9世紀半ばのものと考えられている。紙の過所やこれまで見つかった過所木簡の書式とは大きく異なる。過所木簡はいずれも片道の通行証であるのに対し、本木簡は「往還人」とあるように往復の通行証として機能していた点が特筆される。この木簡が出土したことにより、加賀・能登そして越中の国境に位置する加茂遺跡に『延喜式』に記載される深見駅が存在し、さらに駅に付随して割が存在したのではないかと考えられている。

6. 古代甲斐国の交通と桑原南遺跡

これまで『出雲國風土記』の割に関する記載や他の文献資料に見える関・割の記述、不破関の発掘事例、過所木簡の出土事例などから、古代における関・割の実態をみてきた。

出雲国志都美径の割とみられる門遺跡は、『出雲風土記』の記述と志津見の地名、山間地には珍しい規模の大きな掘立柱建物が存在することが根拠になっている。柱穴などは建物規模に比べて小さく、その点では常設ではなく仮設の割であるという記述にも合致している。

交通関係の遺跡のなかで、官道などの道路状の遺構は断定できるが、そのほかは先に述べた不破関、瓦葺・丹塗りであったことが知られる山陽道の駅家のうち、布施駅家とされる小犬丸遺跡と野摩駅家とされる落地遺跡が

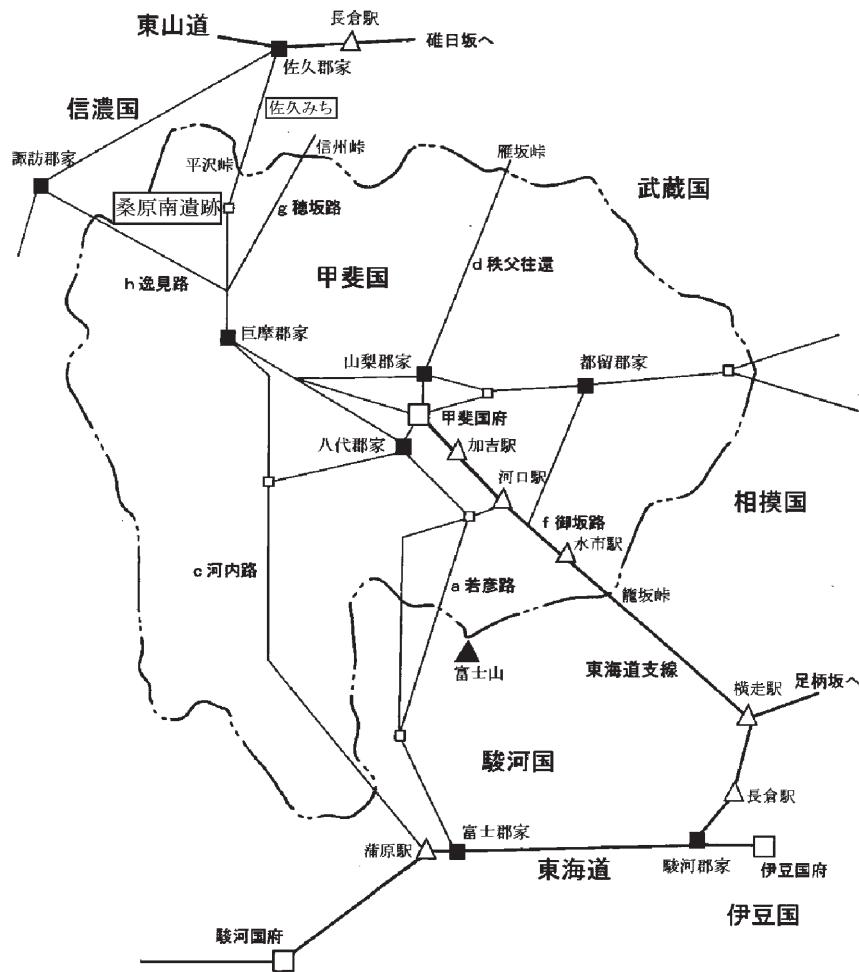


図13 古代甲斐国の交通網（荒井2013（18）に加筆）

数少ない例としてあげられる⁽¹⁷⁾。不破関の場合は、外郭の中央を東山道が通り、主要建物のある内郭がこれに接している。山陽道の駅家遺跡の場合も、官道に接しているか、官道に向かって門を設置している。その性格上、道路を強く意識していることは当然のことであるが、剣も同様に人および物資の往来を制限する役割を担っていることから、道路との関係性を見出しができれば、剣であるとする説得力が増すように思われる。

桑原南遺跡の場合、『出雲國風土記』のような決定的な文献資料や出土文字資料もない。しかし、1号掘立柱建物などは、その建物規模、柱穴の規模などからいっても、官衙に匹敵するといつていい。信濃国との国境の近くとはいえないが、桑原南遺跡の東を後世の佐久往還が通っており、古代においても信濃国に抜ける「佐久みち（仮称）」が存在した可能性がある。そう考えると中心的な1号建物が東西ではなく、南北に長い形状は南北方向に通っていた道路に対面していることになる。

このようなことから、桑原南遺跡を『出雲國風土記』にみえる国境よりも内側につくられた仮設（新造）の剣、つまり c 3 類、志都美径などの剣と同様の剣とみなすことはできないだろうか。『出雲國風土記』では、仮設の剣

は国内の西に偏っていた。これらの
劃の軍事的性格、つまり「政ある時
に当りて、權に置く」ということが、
奈良時代初期において西への守備と
いう観点で捉えられるとしたら、桑
原南遺跡の場合は、東国ならではの
事情を考えることができる。桑原南
遺跡の掘立柱建物が設置された時期
について、室伏氏は8世紀後葉から
9世紀前葉としている。この時期は、
東北方面での蝦夷対策が喫緊の課題
となっていた時期である。

『山梨県史』の記述⁽¹⁹⁾の中から、奈良時代から平安時代はじめにかけての甲斐国と東北地方とのかかわり⁽²⁰⁾に加え、西海道への防人政策⁽²¹⁾の変化を表4に示した。8世紀後半に甲斐国からの物資が多く陸奥国に運ばれしたこと、延暦2(802)には胆沢城が築かれ、甲斐国など10国の浪人4000人を管下に移したということ、それによって江差郡に甲斐の国名に由来すると思われる「甲斐郷」設けられたこと、逆に東北から俘囚・夷俘が甲斐国に移されてきたことなど、中央政府は甲斐国を含む諸国と東北地方との間に、物資の輸送と、人的な入れ替えを強力に推し進め、統治する政策をとっていたことがよ

くわかる。その際に利用する交通路での監視は重要であつただろう。

甲斐国は東海道に属し、東海道の支線は現在の笛吹市に所在した国府までであった。それより西に向かい信濃国に達する道は、現在の国道20号線や中央道のように諏訪地方に伸びていると単純に考えられてきたが、奈良時代末から平安時代初期の情勢から考えると、東北方面への交通路としては、諏訪地方を回るより効率的に移動できる、「佐久みち」を重視したとみるべきではないか。そう考えると桑原南遺跡が存在する意義は大きい。

次に、桑原南遺跡付近の歴史的な景観を見ていきたい。中世から近世にかけての佐久往還（浅川口）は、遺跡の東側を通って山際を進み、古刹海岸寺のある海岸寺峠を越えて、浅川から信州に抜けていたと考えられている。図1の地形図の桑原南遺跡の西側に注目し、海岸寺付近から南に下っていくと、直線的なルートが想定できるが、遺跡より北側の標高860mの表示よりも下の直線については、圃場整備事業によって土地改良がなされた後の直線の道路である。それより以前の航空写真（図14）や地籍図では直線的な道路の痕跡は確認できないが、桑原南遺跡は、北東および北から流れてくる河川が旧津金学校

表4 甲斐国と防人および蝦夷政策との関係

年	防人	蝦夷
和銅2(709)		陸奥越後の蝦夷を討つため、甲斐など7国の兵が徵發される。
神亀元(724)		多賀城が築かれる。板東9国の兵が騎馬と弓の訓練を受ける。
天平2(730)	諸国の防人を停止。	
天平9(737)	筑紫の防人を停止して、本郷に帰す。	
天平10(738)	諸国の旧防人が駿河国を通過。甲斐国39人。(「駿河国正税帳」)	
天平18(746)		陸奥国の兵士が復活・動員。他の國の鎮兵は一時的に廃止。
天平勝宝7(755)	筑紫国に派遣される防人の歌。東國の防人制復活していた。	
天平宝字元(757)	東國の防人制再び廃止。	
天平宝字2(758)		鎮兵復活。桃生城・雄勝城造営のため板東の鎮兵・役夫などが徵發。
天平神護2(766)	筑紫の旧東国防人を守備地に配し、西海道兵士の不足分を東国から徵發。	
宝亀5(774)		桃生城の西郭を破る海道の蝦夷の反乱。
宝亀6(775)		甲斐・相模国の綿5000屯を東北に送った。
天応元(781)		甲斐国などの12人が、私力で軍用食料を陸奥国に運んだ功績で位階を授けられる。
延暦2(783)	蝦夷騒動のため防人交替ができず、残留希望者・逃亡者を守備地に配す。	
延暦2(788)		東海道など諸国に構・塙を7月までに多賀城に運び、歩兵・騎兵を翌年3月までに多賀城に集結させるよう命令。
延暦9(790)		東海道の駿河以東、東山道の信濃以東の諸国に、革甲2000領を3年内に造ることを命ずる。
延暦19(792)		軍團制廃止。健児制。甲斐国は30人。
延暦19(801)		甲斐国が夷俘の乱暴を訴え、朝廷は国司に対して教諭と法的処分を命ずる。
延暦20(802)		胆沢城が築かれ、甲斐国など10国の浪人4000人を管下に移した。(『和名抄』江差郡に甲斐郷あり)
弘仁2(811)		諸国に配された夷の男女すべてに、二代にわたって食料を支給することを命ずる。諸国の俘囚の計帳の進上が命じられる。
弘仁3(812)		諸国居住の夷俘の内から、長を選ぶことが命じられる。
弘仁4(813)		諸国の国司介以上1人を夷俘の担当者とする。
弘仁6(815)		鎮兵制廃止。陸奥国内の兵士をあてる。
弘仁14(823)		甲斐国の賊首吉弥侯部井出磨ら男女13人が伊豆国に配流。
天長3(826)	太宰府管内の兵士が全廃	
天長8(831)		甲斐国の俘囚吉弥侯部三氣麻呂ら二世帯を駿河国に移す。

の北にある森の前で合流する微高地に位置しており、交通上重要な場所だったと考えられる。これに関連して『須玉町史』に注目される記述がある。森の中に所在する諏訪神社は戦国時代の津金氏の館「古宮館」とされている⁽²²⁾。その遺構について、『須玉町史』では「今日残る遺構は、歴史資料館の北にある諏訪神社境内の西側に土壘と空堀が数十メートル南北に延びている程度である。この堀と土壘は旧津金小学校が建設される以前はグランドまで続いていたと伝えられる。(中略) 平成9年3月に須玉町

教育委員会が行った発掘調査でも、神社の南側で、境内から南に延びる空堀の延長を旧校舎の下から検出し、さらにこの堀と直角に接して東に延びる新たな空堀を確認している」と表記されている。このうち南北の空堀の遺構は、旧津金学校の中央に所在する「大正館」の床下に保存され、アクリルガラス越しに確認することができる。実際に見ると、「切通し道」の遺構のようでもある。空堀を道の痕跡と考えるなら、桑原南遺跡の西側を南北に延びる道、「佐久みち」の名残りの可能性もある。

いずれにしても、桑原南遺跡の東側あるいは西側を古代の「佐久みち」が南北に通っていたことは確実である。桁行が南北に長い1号掘立柱建物は道路に対面することになり、人々の往来を規制する規模の大きな施設として、

劃にふさわしいといえる。

古代甲斐国と佐久地方の交流を示す資料として、佐久市聖原遺跡で発見された甲斐型土師器の鉢が知られている⁽²³⁾。仏教的な鉢には、「甲斐国山梨郡大野郷戸□」と

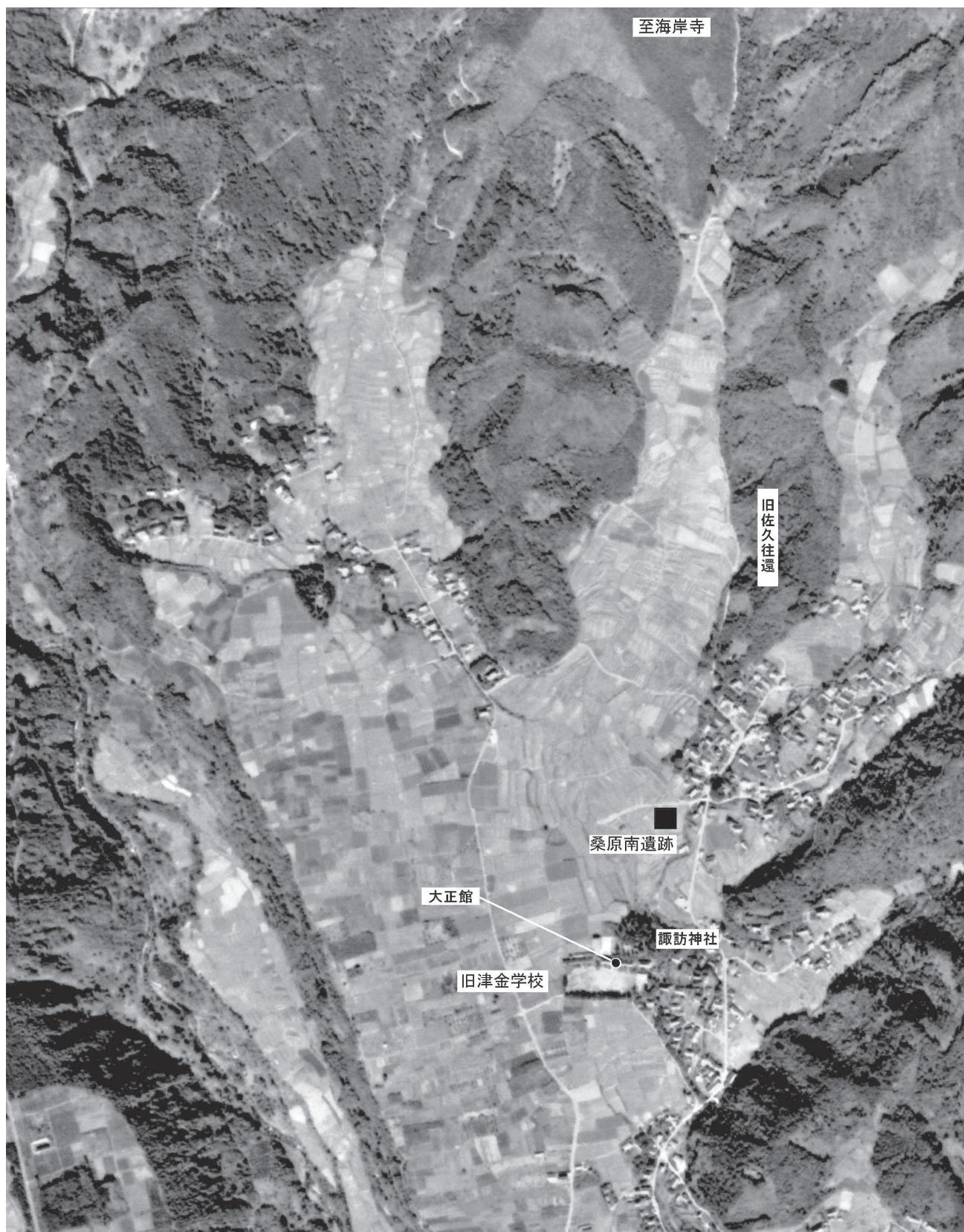


図14 桑原南遺跡周辺の航空写真（圃場整備事業以前）

線刻文字で記されている。山梨郡で生産され、巨摩郡を通り、佐久郡内に運ばれたと考えられ、9世紀前半という年代から、桑原南遺跡を通過していった可能性もある。

甲斐国から信濃国に入り、東山道を通って東北地方に到達する最短ルートとして、「佐久みち」は奈良時代の後半から平安時代のはじめにかけて、重要な位置を占めていたと考えられる。そうした状況の中で、桑原南遺跡に大型の掘立柱建物が剣として建てられたのではないだろうか。

7. おわりに

遺跡として関・剣と明確にわかっているのは、美濃の不破関のみである。しかし、門遺跡や桑原南遺跡のように、古代の国の主要地域ではなく、国境の近くや辺境の地域で、他国に抜ける交通路に接して官衙建物を有する場合、剣である可能性も十分考えられる。他の地域でも、同様な事例が見つかることを期待したいと思う。

2013年の夏、富士河口湖町の鯉ノ水遺跡において古代の東海道甲斐路と推定される道路遺構が発見された⁽²⁴⁾。筆者は富士河口湖町教育委員会の杉本悠樹氏のご厚意で発掘調査に参加させていただき、山梨ではじめて駅路がその姿を現す場面に立ち会うという幸運を得た。その感動は30年前に桑原南遺跡の大型建物を発掘したときのものと重なる。今後は河口駅家など交通関連施設の発見が期待されるであろう。

桑原南遺跡についてまとめるにあたって、大隅清陽先生・室伏徹氏・平野修氏などの「古代甲斐国官衙研究会」の方々には様々なご指導をいただいた。桑原南遺跡の発掘調査では、山路恭之助氏・故深沢裕三氏に大変お世話になった。生前、深沢氏に桑原南遺跡を剣とする自分の考えを伝えることができたことは、せめてもの恩返しとなった。氏のご冥福をお祈りしたい。桑原南遺跡のある津金地区については、津金学校の高橋正明館長、大正館の早川文昭館長、N P O 法人文化資源活用協会の皆様から情報を得た。そして、国立歴史民俗博物館・山梨県立博物館館長である平川南先生には、学生時代から現在に至るまで30年にわたり、古代史研究の楽しさと奥深さをお教えいただいている。この場を借りて感謝の気持ちを表したい。

最後に、かつて勤務し、本稿の発表の場を与えてくださった山梨県埋蔵文化財センターと山梨県立考古博物館が益々発展することを祈念して、結びとする。

註

- (1) 「桑原南遺跡」(『須玉町史』第1巻 原始・古代 1 1998年)
- (2) 室伏徹「甲斐の古代掘立柱建物」(『山梨県考古学協会誌』13 2002年)
- (3) 室伏徹「奈良・平安時代建築解析法としての建築単位の提言」(『掘立柱・礎石建物建築の考古学』 帝京大学文化財研究所 2006年)
- (4) 室伏徹「大型建築からみた甲斐の古代官衙と交通網」(『山梨県立博物館調査・研究報告』2 2008年)
- (5) 内田律雄「出雲国風土記」「志都美剣」推定地の調査」(『古代交通史研究』4 1995年)
- (6) 島根県教育委員会『志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書3 門遺跡』(1996年)
- (7) 平野卓治「『出雲国風土記』の『剣』と門遺跡」(『志津見ダム建設予定地内埋蔵文化財調査報告書3 門遺跡』1996年)
- (8) 関和彦「古代道を探す」(『古代交通史研究』10 八木書店 2000年)
- (9) 中村太一『日本の古代道路を探す－律令国家のアウトバーン』(平凡社 2000年)
- (10) 館野和己「三関と山国との交通－愛発関を中心に－」(『古代山国の交通と社会』 八木書店 2013年)
- (11) 木下良『事典 日本古代の道と駅』(吉川弘文館 2009年)
- (12) 註 (7) 前掲
- (13) 山中敏史・佐藤興治『古代の役所』(岩波書店 1985年)
- (14) 戸田芳実「境と関」(『週刊朝日百科』53 朝日新聞社 2003年)
- (15) 平川南「過所木簡」(『古代地方木簡の研究』 吉川弘文館 2003年)
- (16) 平川南監修 (財) 石川県埋蔵文化財センター編『発見! 古代のお触れ書き－石川県加茂遺跡出土加賀郡榜示札』(大修館書店 2001年)
- (17) 註 (11) 前掲
- (18) 荒井秀規「東山道と甲斐の路」(『古代山国の交通と社会』 八木書店 2013年)
- (19) 山梨県『山梨県史』資料編3 原始・古代3 (2001年)
- (20) 平川南「甲斐の交通」(『山梨県史』通史編1 原始・古代 2004年)
- (21) 平川南「防人」(『山梨県史』通史編1 原始・古代 2004年)
- (22) 註 (1) 掲 「古宮館」
- (23) 平野修「長野県佐久市聖原遺跡出土の「甲斐型土器」について」(『山梨県史だより』27 2004年)
- (24) 杉本悠樹「鯉ノ水遺跡調査速報」(古代甲斐国官衙研究会 第101回研究例会資料 2013年)